

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

1 設立根拠

労働安全衛生法第87条の規定に基づき昭和58年4月1日に労働大臣の許可を得て設立された。

*その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2 法人の目的

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第87条に規定する法人として、同法第81条第1項の労働安全コンサルタント及び同条第2項の労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）が中核となって、労働災害防止に関する専門的技術の向上と全国の事業場の安全及び衛生の水準の向上を図る活動を促進し、もって労働災害の防止を通して国民の健康で安全な生活に寄与すること。

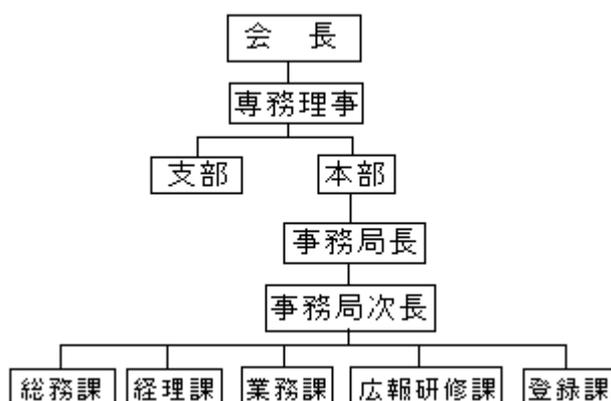
3 主な事業

- (1) 労働災害防止に関する広報及び啓発並びに専門的技術の向上等に関する調査・研究に関する事業
- (2) 労働災害防止に関する人材育成及び技術水準向上のための教育・研修等に関する事業
- (3) 労働災害防止に関する国の施策への協力に関する事業
- (4) 労働災害防止に関する国際協力に関する事業
- (5) 事業場の安全及び衛生の診断並びにこれに基づく指導の実施に関する事業
- (6) 全国のコンサルタントの品位の保持、その業務進歩改善に資するための指導及び連絡に関する事業に関わる事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 組織

本部 5課 (職員数6人)

支部 47支部 (支部は、会員等の事務所に置き、専属の職員はいない。)



5 指定登録事務の概要及び実績

(1) 指定登録事務の概要

① 設置目的

コンサルタントの信用や名誉を傷つけたり、業務に関して事業場などから知り得た情報を外部に漏らすなどしたコンサルタントに対し、登録を取消し、コンサルタントの名称を用いて活動を行わせないようにすることができるよう名簿として管理することを目的とする。

② 事務の流れ

申請書(合格証写、手数料振込書類)→書類の審査・確認→紙台帳・専用パソコンにデータ入力→登録証(会長名)を書留郵便発送。

(2) 登録者数

登録者数の推移

	労働安全コンサルタント	労働衛生コンサルタント	合計
平成 18 年度	143	130	273
平成 19 年度	191	96	287
平成 20 年度	124	120	244
平成 21 年度	192	120	312
平成 22 年度	113	113	226

(3) 登録手数料

※政令に規定されている。

新規 30,000 円 書換又は再交付 2,450 円

6 登録事務収支状況

(千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
収入	8,369	8,814	7,501	9,547	6,923
手数料	8,366	8,804	7,496	9,546	6,922
補助金	0	0	0	0	0
その他	3	10	5	1	1
支出	9,146	9,106	9,025	9,192	9,069
収支	-777	-292	-1,524	355	-2,146

7 労働安全・労働衛生コンサルタントの資質向上に向けた取組状況

(1) 労働安全・労働衛生コンサルタントの進歩改善等に資するための各種研修会の実施

① 労働安全研修会

- ② 労働衛生研修会
- ③ 登録時研修会
- ④ リスクアセスメント研修会
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム（担当者）研修会
- ⑥ 労働衛生工学研修会
- ⑦ 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- ⑧ 労働安全衛生関係法令基礎研修会
- ⑨ 爆発・火災に係るリスクアセスメント研修会

(2) ホームページ、機関誌等によるタイムリーな行政・技術情報の提供

(3) 労働安全・労働衛生コンサルタントのキャリアアップのための生涯研修制度の推進